

◆◆台風・地震等で被災された加入員の皆様へ◆◆

被災されました皆様には衷心よりお見舞いを申し上げるとともに、  
一日も早い復旧をお祈りいたします。

甚大な被害を及ぼした「新潟県中越地震」また、史上最多の台風上陸により、今年は各地に大きな爪あとを残しています。さて、当基金では福祉施設事業の一環として、加入員の皆様を対象として災害見舞金の支給制度を設けております。床上浸水以上の水害、地震・火事・風害等による「居住住戸」の損壊がこの対象となります。

加入員が世帯主の場合	10万円
加入員が世帯主以外の場合	5万円

なお、ご請求の際は各市区町村で発行される「リ災証明書」の添付が必要となっております。該当される方は、会社の事務担当者又は基金事務局までお問合せください。

事務局(施設課) 03-3235-7221